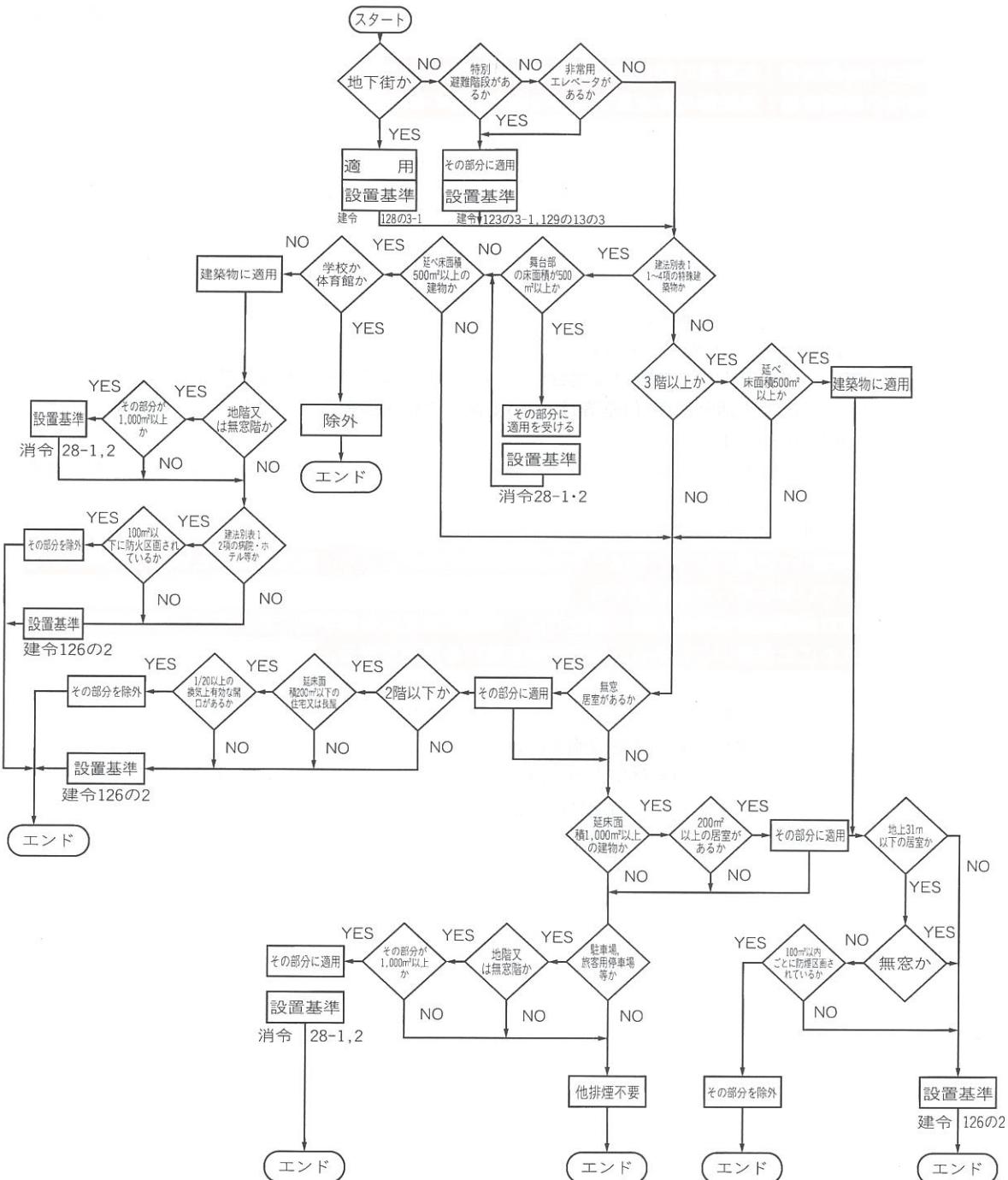


排煙設備の法規チェックフローシート(仕様規定)[1] 基準面積の換算係数

### (1) 仕様規定による排煙設備の法規チェックフローシート

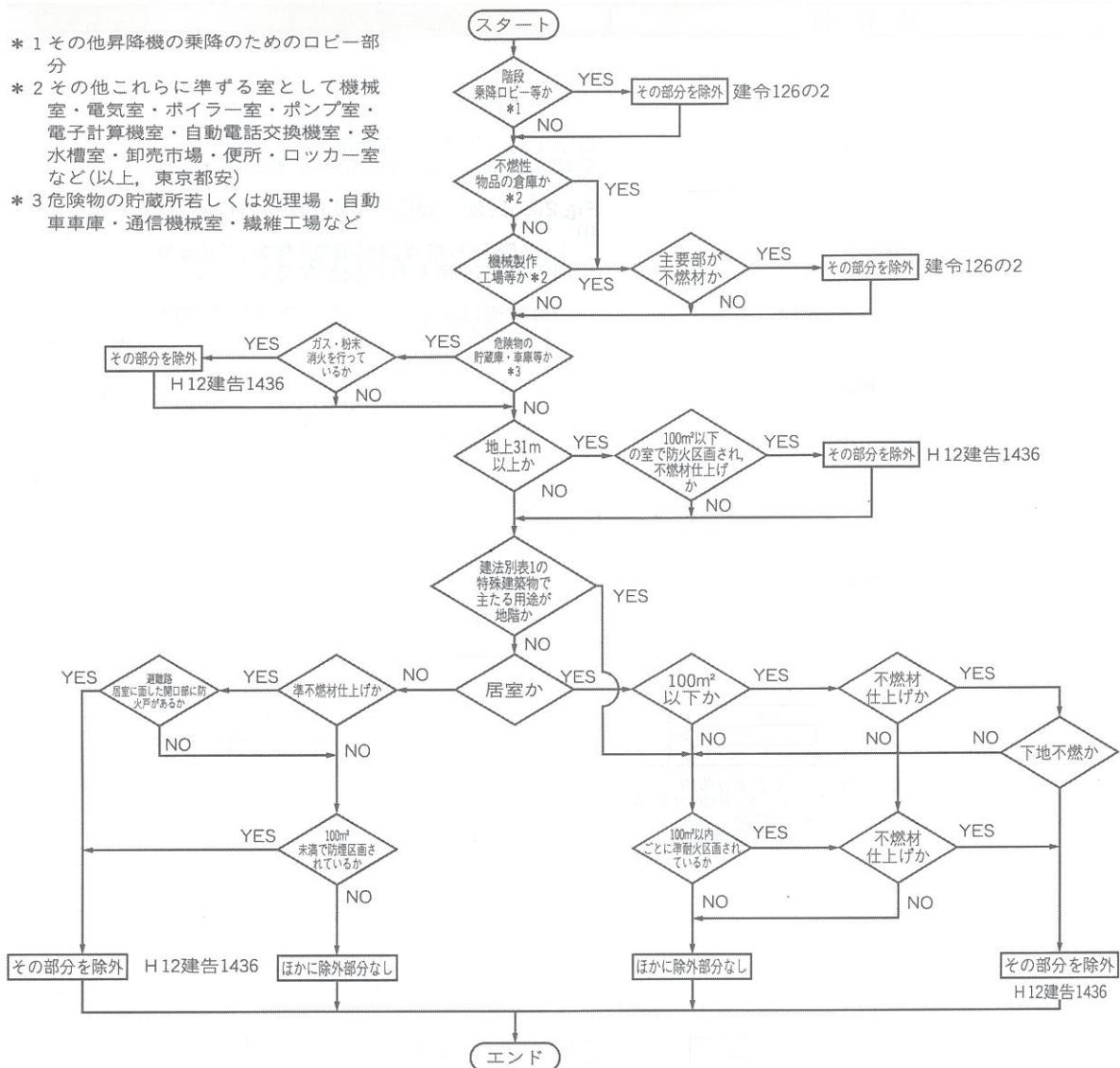


## 排煙設備

## 排煙設備の法規チェックフローシート(仕様規定)〔2〕

## (2) 仕様規定による排煙設備除外部分のチェックフローシート(建築物の居室等の場合)

- \* 1 その他昇降機の乗降のためのロビー部分
- \* 2 その他これらに準ずる室として機械室・電気室・ボイラー室・ポンプ室・電子計算機室・自動電話交換機室・受水槽室・卸売市場・便所・ロッカー室など(以上、東京都安)
- \* 3 危険物の貯蔵所若しくは処理場・自動車庫・通信機械室・繊維工場など



## advice 排煙設備免除の注意事項

- 1) 不特定多数の人が利用する建築物あるいは弱者を収容する建築物で、廊下等の避難経路(階段の部分は除く)となる部分については、排煙設備を設けること。
- 2) 排煙設備の設置を逃れるための避難経路である廊下を床面積100m<sup>2</sup>以内ごとに区画する防火戸等は、避難上支障となるために設けてはならない。
- 3) 居室と廊下、ホールをつなぐ5~15m程度の前室の空間については、排煙設備の設置を免除できる。
- 4) 建築物の出入口に設ける風よけ室は風よけのために設けられるものであり、火災の発生のおそれが少ないので、排煙の設備は免除できる。

## 省エネルギー法の体系と概要

省エネ法は、石油危機を契機として昭和54年に制定された。その後、1990年代に顕在化した地球温暖化問題に呼応して、当初のエネルギー安定供給の確保という役割に、国内での二酸化炭素排出量削減の手段としての役割が加わった。即ち、1990年以降の15年間におけるわが国のエネルギー消費が、産業部門及び運輸部門ではほぼ横ばいであったのに対し、民生部門では約1.3倍と大幅に増加していた状況を踏まえ、民生部門における省エネルギー対策の強化及び地球温暖化対策の一層の推進の必要性を背景として平成20年に改正された(平成20年5月20日公布、平成22年4月1日施行)。

さらにその後、2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に始まる電力需給のひっ迫などを受け、平成25年5月31日に改正がなされた(新名称:エネルギーの使用の合理化等に関する法律)。この改正においては、①電力の需要の平準化の推進(平成26年4月1日施行)、②トップランナーモードの建築材料等への拡大(平成25年12月28日施行)、などが配慮されている。

なお、51-1から51-14の内容は、経済産業省資源エネルギー庁「省エネ法の概要」に依拠している。

Fig.1 改正省エネ法の構成



## 対象となるエネルギー

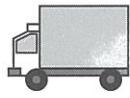
省エネ法におけるエネルギーとは以下に示す、燃料、熱、電気を対象としている。

燃料	○原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス) ○可燃性天然ガス ○石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの
熱	○上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等) 対象とならないもの：太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱のみであること が特定できる場合の熱
電気	○上記に示す燃料を起源とする電気 対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気

**advice** 廃棄物からの回収エネルギーや、風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象外

## 規制対象となる分野と事業者

省エネ法が直接規制する事業分野としては、「工場等」「輸送」「住宅・建築物」「機械器具等」の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が対象となる。

工場等 	○工場等を設置して事業を行う者 ・工場を設置して事業を行う者 ・事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等)を設置して事業を行う者
輸送 	○輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者(自家輸送を含む) ○荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者(自家輸送を含む)
住宅・建築物 	○建築時：住宅・建築物の建築主 ○増改築・大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 ○特定住宅(戸建て住宅)：住宅供給事業者(住宅事業建築主)
機械器具等 	○エネルギー消費機器等の製造又は輸入事業者 ○熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入事業者